

羽曳野市営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第 5 条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条の規定の適用を受ける者にあつては第 2 号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次項で定める場合 214,000 円</u></p> <p><u>イ 公営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第 5 条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条の規定の適用を受ける者にあつては第 2 号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 令第 6 条第 4 項に定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額</u></p> <p><u>イ 公営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に定める金額</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に定める金額</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>
<p><u>2 前項第 1 号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合</u></p> <p><u>ア 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害に応じそれぞれ定める程度であるもの</u></p> <p><u>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 条)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令</u></p>	

第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当するもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(3) 同居者に義務教育終了までの者がある場合

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

(公営住宅の入居者資格の特例)

第 6 条 1 省略

2 前条第 1 項各号に掲げる条件のうち第 3 号から第 5 号までに掲げる条件のいずれか又は全部を具備しない者であっても、市長が特に必要であ

(公営住宅の入居者資格の特例)

第 6 条 1 省略

2 前条各号に掲げる条件のうち第 3 号から第 5 号までに掲げる条件のいずれか又は全部を具備しない者であっても、市長が特に必要であると認

ると認めるものについては、同項の規定にかかわらず、これらの条件を具備する者とみなす。

- 3 前条第1項第1号イに掲げる場合に該当する公営住宅の入居者は、同条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者資格)

第7条 1 省略

- 2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅に準じて第5条第1項(同条第1項第1号イを除く。)及び前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「、イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と、前条第2項中「前条」とあるのは「第7条第2項において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8条～第28条 省略

(収入超過者等に関する認定)

- 第29条 市長は、毎年度、第20条第3項の規定により認定された市営住宅の入居者の収入の額が第5条第1項第1号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウ(第7条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 省略

以下省略

めるものについては、同条の規定にかかわらず、これらの条件を具備する者とみなす。

- 3 前条第1号イに掲げる場合に該当する公営住宅の入居者は、同条各号(令第6条第1項に定める者にあつては、前条第1号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者資格)

第7条 1 省略

- 2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして第5条(同条第1号イを除く。)及び前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第5条第1号中「、イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ア中「令第6条第5項第1号」とあるのは「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第1号と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、「令第6条第5項第3号」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第2号」と、前条第2項中「前条」とあるのは「第7条第2項において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8条～第28条 省略

(収入超過者等に関する認定)

- 第29条 市長は、毎年度、第20条第3項の規定により認定された市営住宅の入居者の収入の額が第5条第2号(第7条第2項において準用する場合を含む。)の金額を超え、かつ、当該入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 省略

以下省略